

知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂8版】をご購入いただいた皆様へ

第32回(2019年3月3日)以降の検定試験を受検される場合は、不正競争防止法の一部を改正する法律に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂8版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第31回	平成30(2018)年11月18日(日)	平成30(2018)年5月1日
第32回	平成30(2018)年3月3日(日)	平成30(2018)年9月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

※本法改正は2018年11月18日(日)に実施される検定試験には適用されません。

不正競争防止法の一部を改正する法律	
公布	平成30(2018)年5月30日(平成30年5月30日法律第33号)
施行日	平成30(2018)年6月9日
参考	特許庁ホームページ 不正競争防止法等の一部を改正する法律 URL : https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fuseikyousou_h300530.htm

◆法改正情報について◆

アップロードの発売中のテキストに関しては、法改正にあわせ情報を公開しています。

<アップロードホームページ>➡<受検対策>➡<読者サポートコーナー>➡<法改正情報>

URL : <http://www.upload-j.com/kaisei>

該当箇所	変更前	変更後
<p>P18</p> <p>2 新規性があること</p> <p>(3) 新規性喪失の例外規定の適用</p> <p>3 行目</p> <p>7 行目</p>	<p>新規性を失ってしまった発明でも、手続きすることによって、例外的に保護を受けられる場合があります（特30条）。例えば、発明の内容を刊行物にて発表しても、発表した日から6カ月以内に新規性喪失の例外規定の適用を受けて出願すれば、その発明は新規性を喪失しなかったものとみなされます。</p> <p>例外規定が受けられる行為とは、次の通りです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 特許を受ける権利を有する者の意に反して公知となった場合（特30条1項）</p> <p>② 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった場合（特30条2項）</p> </div> <p>この適用を受けるには、公知となった日から6カ月以内に、その発明について特許出願を行う必要があります。</p>	<p>新規性を失ってしまった発明でも、手続きすることによって、例外的に保護を受けられる場合があります（特30条）。例えば、発明の内容を刊行物にて発表しても、発表した日から1年以内に新規性喪失の例外規定の適用を受けて出願すれば、その発明は新規性を喪失しなかったものとみなされます。</p> <p>例外規定が受けられる行為とは、次の通りです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 特許を受ける権利を有する者の意に反して公知となった場合（特30条1項）</p> <p>② 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった場合（特30条2項）</p> </div> <p>この適用を受けるには、公知となった日から1年以内に、その発明について特許出願を行う必要があります。</p>